

平成30年9月19日

保護者様

人吉市立第一中学校

校長 中村 裕実

部活動育成会長 石蔵 宗久

平成30年度 部活動規定の改定について

時下、ますます御清祥のことと拝察申し上げます。

さて、9月5日付けで、保護者の皆様に「人吉市立中学校における部活動の指針」をお知らせしましたが、それを受けて、本校では「部活動規定」の改定をし、9月14日の部活動育成役員会において役員の皆様に対し、改定した「部活動規定」についての説明を行ったところです。

つきましては、改定した部活動規定を保護者の皆様に周知しますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件についての御質問や御意見等につきましては、各部後援会長（保護者会長）または校長までお願いします。校長への直接の問い合わせについては、校務により学校を不在にする場合もありますので、御面倒をおかけしますが、事前に連絡をいただきますようお願いいたします。

また、本校部活動規定に則った部活動を進めるとともに、各御家庭に練習計画を周知するために、月ごとの部活動練習計画を本校ホームページに掲載しておりますので、御活用をお願いします。

（追記）

○部活動規定の改定箇所には、アンダーラインを入れています。

○本校ホームページは、パソコンだけではなくスマートフォンでも閲覧できます。

「人吉一中」で検索してください。

問い合わせ

人吉市立第一中学校

教頭 西 一喜

TEL 23-2295

平成30年度 部活動規定

人吉市立第一中学校

1 目的

この規定は、学校の教育方針に従って生徒の教育を第一としながら、部活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 加入資格

この部活動に加入する者は、人吉市立第一中学校に在籍する生徒とする。

3 加入手続

この部活動に加入する生徒は、規定の申込み書に必要な事項を記入の上、各部活動部長に提出し入部許可を受けるものとする。

4 部の設置について

部の設置にあたっては、指導者、施設、設備、生徒の希望をふまえ、教育的判断にもとづいて適切に編成する。今年度の部を次のように設置する。

[運動部] ・野球部 ・ソフトボール部(女) ・サッカー部 ・ハンドボール部 ・陸上部 ・水泳部
・ソフトテニス部(男女) ・バレーボール部(女) ・卓球部(男女) ・バスケットボール部(男女)
・柔道部 ・剣道部
[文化部] ・吹奏楽部 ・美術部

5 部の改廃について

部の改廃については、対外試合等に参加できない部を対象とし、その決定は部員及び後援会等の意見を考慮しながら全職員で検討し、校長が決定する。

6 指導者

(1) 指導者は本校職員を原則とする。

(2) コーチについては、学校の教育方針を理解し、生徒の健全育成にあたり、心ざわしい人物を校長が委嘱する。

委嘱コーチの任期は1年とする。

7 活動期間及び時間

活動日、活動時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は5日以内とし、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上、計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に練習や試合を行う場合は、指導者がついていない場合のみ認める。また、土曜日、日曜日、祝日に活動を行う必要がある場合は、生徒のバランスの取れた生活や成長から見て無理のない範囲で活動し、休養日を他の日と振り替え、適切に休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期のまとまった休養日(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 指導者が不在の場合は、原則として活動を中止する。ただし、事前に安全に対する指導計画がなされ、職員が指導に当たる場合はその限りではない。

オ 部員の対象が生徒であるので、勉学に支障がないように活動時刻及び時間を定め、定期テスト3日前より活動を中止し、テスト最終日より活動を開始してよいものとする。ただし、テスト最終日から数えて5日以内に試合(大会)がある場合、中体連主催・共催大会に限り、校長の許可を得て1時間以内の練習ができる。

(2) 活動時間

ア 平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう完全下校の時刻を定め、長くとも2時間程度とする。完全下校時刻の目安は〈別表1〉のとおり。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。

ウ 生徒の健康安全を考えて、大会前の10日以内の範囲で活動時間が長くとも2時間程度となる範囲(完全下校18:30)で活動時間の延長ができる。ただし、次の条件を満たさなければならない。

(a) 事前に校長の承認を得ること。なお、延長練習を行う大会については、中体連主催・共催及び上位につながる重要な大会に限る。

(b) 保護者の承諾を得ること。

- (c) 保護者が迎えにくること。
- (d) 延長練習参加への強制はしないこと。
- (e) 全職員に連絡すること。

エ 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、行わないものとする。

オ 昼休みの練習は原則として禁止とする。

カ 規定違反について、守れない状態が続いた場合は、警告し、練習を停止することもあり得る。

月	完全下校目安
4月	18:30
5,6,7月	18:45
夏季休業中	17:00
8月	18:30
9,10月	17:45~18:15
11,12,1月	17:15~17:45
2,3月	17:45~18:15

(別表1)

(3) 練習試合等

ア 練習試合等の移動範囲については、原則として県域内とする。

イ 練習試合等は、生徒の発育発達からみて、月3回以内とする。

ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。

エ 練習試合等の実施については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担等に十分配慮し、当該月内の大会数や活動時間等を考慮して計画する。

(4) 生徒の安全確保

活動については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

8 競技会・大会への参加

(1) 各部の競技会・大会等への参加は、教育的配慮にたつて各部の計画により参加できる。ただし、部員が中学生であることを踏まえて、勉学に支障がないよう配慮する。

(2) 顧問は、事前に、大会等名、主催者、期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

(3) 競技会等の開催地域及び大会等数については次のとおりとする。

ア 生徒が参加する競技会等の開催地域及び競技ごとの大会数等は、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟主催大会1回、共催大会2回程度とする。

イ 大会参加については、生徒の心身の発達の段階からみて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体等が主催するその他の大会を含め月2大会までとする。(中学校体育連盟が主催する大会を除く。)

(4) 運動部活動以外の部活動の大会等への参加についても、学校教育活動の一環であることから、上記のとおりとする。

9 部員心得

(1) 部の活動に喜んで参加し、きまりを守ること。

(2) 部の活動を乱すような言動をしないこと。

(3) 部の活動以外の学習や仕事に十分力を入れること。

(4) 指導者の活動計画に従い、部員の一員であることを自覚すること。

(5) 土・日・祝日の活動に自転車を利用する場合は、必ずヘルメット・たすきを着用すること。

(6) 退部・転部は勝手にしてはならない。保護者と担任及び部長の充分な話合いのうえで進めなければならない。

(7) 休日の登下校時・活動時の服装は、活動に適したもので、各部で決められたもの、または制服とする。

10 活動中の事故

活動中の事故には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金を充てる。

11 規定の改廃

この規定の改廃は部長会で検討し、職員会議において決定する。

また、その際には必要に応じて、保護者等の意見を聞く。